免税軽油制度の継続を求める陳情書

（陳情趣旨）

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除の特例措置（以下「免税軽油制度」という。）が、令和９年３月末日で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、元来、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税（１リットル当たり３２円１０銭）を免税する制度で、船舶、鉄道、農業・林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途に認められてきたものであります。

令和８年４月から、暫定税率は廃止されることが決定したものの、本則課税（１リットル当たり１５円）は継続されることとなります。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車及び降雪機に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなります。

以上の趣旨から、次の事項について意見書を政府関係機関に提出して頂くことを陳情いたします。

（陳情事項）

免税軽油制度を継続して頂くこと。

令和　８年　５月25日

二本松市議会
議　長　本　多　勝　実　様

陳情者

[redacted]
富士急安達太良観光株式会社
代表取締役　　中村　一也

[redacted]
株式会社　東北サファリ―パーク
代表取締役　　熊久保　信重

二本松市議会 収 8.5.25 受 議第77